

事務連絡

令和4年5月18日

各市町村・広域保険者介護保険主管課長  
特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会会長  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長  
令和5年度主任介護支援専門員更新研修受講予定者

様

島根県健康福祉部高齢者福祉課  
高齢社会支援グループ

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年度主任介護支援専門員更新研修  
受講要件の臨時的な取扱いについて

本県の介護保険行政につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染者の確認が続いており、県内各所で開催予定であった研修会等について中止あるいは延期の決定がなされたものも多くあります。

地域包括支援センターや職能団体等が行う介護支援専門員の資質向上に係る研修会の中には、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に位置づけられる法定外研修として開催されるものもありますが、この対応により、当該更新研修の受講要件を満たすことができない場合があることも想定されます。

こうした状況を踏まえて、令和5年度主任介護支援専門員更新研修における受講要件の臨時的な取扱いを下記のとおり定めることとしましたのでお知らせします。

記

令和5年度主任介護支援専門員更新研修の実施にあたり、法定外研修に4回以上参加した者として当該更新研修を受講する者については、令和3年度から令和5年度当該更新研修の最終日までに参加した回数を合算できることとする。

【お問い合わせ先】

島根県健康福祉部高齢者福祉課  
高齢社会支援グループ

TEL：0852-22-6522

FAX：0852-22-5238